



法的期間延長における新型コロナの影響

新型コロナ（COVID-19）は、全世界にパンデミックと公衆衛生の危機をもたらし、世界中の産業やサプライチェーンに混乱をもたらしただけでなく、世界中の法システムにも悪影響を及ぼしました。インドも、その悪影響を受けた国のひとつです。

パンデミックが始まって以来、インドの裁判所および行政機関の機能プロセスは深刻な混乱状態となりました。その混乱を認識した最高裁判所は2020年3月23日、インドで施行されている一般法および特別法に規定されている期限を一時凍結する命令を出しました。この命令の適用は、2020年3月15日から始まり、さらなる命令があるまで有効となりました。この命令は主として、裁判所および行政当局での期限を延長することにより、新型コロナのパンデミックによって引き起こされた遅延や困難から人々や企業を開放するために決定されました。

以下、それに関連して生じた知的財産関連の期限の奇妙な問題について説明します。

手続き期限は知的財産権取得プロセスにおいて非常に重要です。最高裁において命令がだされたとき、人々は、特許法、商標法、意匠法などの知的財産権法および規則におけるさまざまな期限に自動的延長が認められると考えました。

しかし、2020年5月に、インド特許意匠商

標庁（CGPDTM）が一連の通知を発行して混乱が始まりました。さまざまなタイムラインの延長や行為/手続きの完了を一方向的に終了させてしまったのです。一例としては、出願、意見書提出、手数料の支払いなどの手続き完了において出願人に15日間という非常に短い猶予期間を与えたことがあげられます。

幸いなことに、この命令に対して、インドの弁護士会によってさまざまな裁判所で異議が申し立てられました。一般市民が、都市封鎖や移動制限といった厳しい状況の下で生活していることを考慮するなら、このように短い庁期限を遵守するよう求めることは非常に不適切です。

異議申し立てに応え、デリーの高等裁判所が、インド特許意匠商標庁の通知を差し止めました。また当該裁判所はインド特許意匠商標庁に対し、2020年3月23日の最高裁判所の命令に準拠する延長ポリシーを作成するよう要請しました。その結果、インド特許意匠商標庁では、2020年3月15日以降に期限が到来する庁期限を、最高裁判所によって決定される日付まで延長することになりました。

しかし、事態はそれでは収まりませんでした。最近まで、出願日、オフィスアクションに対する応答、審判請求などの期限は、パンデミックの影響が強い当分の間、自動的に延長されると見なされていたのですが、その自動延長方針が2021年に入り大きく変わったの

です。

最高裁判所は2021年3月8日、期限の自動延長を終了させる命令をだしました。同時に、最高裁判所は、自動延長されてきた期限がどうなるかについても明らかにしました。

それにしたがって、インド特許意匠商標庁は、手続き期限の延長を次のように決定しました。

1. 期限の計算において、2020年3月15日から2021年3月14日までの期間は除外される。したがって、2020年3月15日の時点において残存期間がある場合は、その残存期間が2021年3月15日から適用される。
2. 2020年3月15日から2021年3月14日までの間に元の期限がきた場合、実際の残存期間にかかわらず、一律、2021年3月15日から90日間の期間が与えられる。
3. 2021年3月15日においてまだ元の有効期間が残っており、その期間が90日を超えている場合は、その残りの全有効期間が適用される。

上記を念頭に置きながら、以下に具体例を使って説明します。

シナリオ1 – PCT出願の国内移行期限が、2020年3月15日から2021年3月14日の範囲に入っている場合：上記ポイント2に基づいて、出願人は2021年3月24日から90日以内、つまり2021年6月15日以前に移行する必要がある。

シナリオ2 – オフィスアクションが2020年3月15日より前に発行され、その応答期限が2020年3月15日以降の場合：上記ポイント1および2に基づいて、2020年3月15日からの残りの期間または2021年6月15日のいずれか遅い方までに応答する必要がある。たとえば、オフィスアクションが2020年1月1日に発行され、応答期間が6か月

である場合、出願人は、2021年7月1日と2021年6月15日のうちの遅い方、つまり2021年7月1日までに特許庁に応答する必要がある。

シナリオ3 – オフィスアクションが2020年3月15日以前に発行され、その6か月期限が2021年3月14日以前にくる場合：ポイント2に基づいて、出願人は2021年6月15日以前に応答する必要がある。

シナリオ4 – オフィスアクションが2020年3月15日以降に発行され、2021年3月14日以降に6か月の期限がくる場合：ポイント1～3に基づき、法定の応答期限は2021年3月14日以降であるため、出願人はその法定期限までに応答する必要がある。たとえば、オフィスアクションが2020年11月1日に発行された場合、2021年5月1日までに応答する必要がある。

期限は、知財関係の権利取得プロセスにおいて重要です。この記事で、新型コロナの影響下でのインドでの期間延長における混乱をご理解いただけたなら幸いです。紙面の関係上ある程度の説明省略は不可避ですので、実ケースの具体的な延長期間についてはインドの代理人に直接お問い合わせください。

筆者紹介



シティージ・マルホトラ (Kshitij Malhotra)

Global IP Indiaの創設メンバーで事務所代表です。インドの弁護士&弁理士双方の資格を持ち、特許を含む知的財産関連の法的経験が10年以上あります。専門は化学工学で、デリー弁護士

会所属。首都ニューデリーに住み、英語、ヒンディー語、パンジャブ語が堪能で、日本語に関する基礎知識も有します。趣味は、ドキュメンタリーを観たり、読書したり、詩を書いたりすること。学生時代にはクリケット部員でしたが、今はたしなむ程度で、もっぱら観戦。